

担当課名	クリーンセンター
案件名	1号ろ過式集じん器ろ布交換緊急修繕
案件の概要	1号ろ過式集じん器ろ布の交換緊急修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 6年 4月 15日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	16,500,000円（うち消費税 1,500,000円）
契約期間	契約を行った日～令和 6年 9月 30日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1号炉ろ過式集じん器のろ布交換の緊急修繕を実施するものである。</p> <p>ろ過式集じん器は煤塵を含んだ排ガスをろ布に通すことで煤塵を捕集する。ろ布は一定の期間を経過すると目詰まりを起こし、煙突へ排気ガスを排出することができなくなる。</p> <p>前回交換から2年6ヶ月程経過しており、目詰まりを起こしており煙突への排ガス排出が困難な状態になっているので、ろ布交換の緊急修繕を行う。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その交換修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。また、焼却設備の稼働を行いながら交換修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら交換修繕を進めていかなければならないことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）</p>